

# 公 告

このたび、防府市大字上右田、下右田地内を受益地とする県営上右田南地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る計画を定めるに当たって協議をしたいので、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第87条の3第7項において準用する法第87条の2第8項の規定により、その協議にかかる書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第87条の3第7項において準用する法第87条の2第9項の規定により、山口県知事あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和8年6月10日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 記

- 1 縦覧に供する書類  
県営上右田南地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和8年6月11日から同月30日まで
- 3 縦覧の場所  
防府市産業振興部農林漁港整備課  
防府市のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法  
防府市産業振興部農林漁港整備課に提出